

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第4期計画期間 第10回会議）議事録

日時：平成23年12月1日(木)14:00～15:00

場所：市役所本庁舎2階 第5委員会室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員，石原祥行委員，菊田豊委員，
小松洋吉委員，小林孝夫委員，佐々木玲子委員，
以上6名，五十音順

（安藤恵美子委員 瀬戸敏之委員 土井勝幸委員 欠席）

【仙台市職員】

高橋健康福祉局保険高齢部長，浅野保険高齢部高齢企画課長，伊藤介護保険課長，
小原青葉区障害高齢課長，後藤若林区障害高齢課長，武山太白区障害高齢課長
山崎泉区障害高齢課長，福原介護保険課主幹兼指導係長，伊藤高齢企画課施設係長，
庄司介護保険課管理係長，高橋介護保険課介護保険係長，

（伊藤宮城野区障害高齢課長 欠席）

<議事要旨>

1. 開会

会議の公開，非公開の確認 議事(1)(2)については非公開 異議なし
議事録署名委員については 石原委員を指名 石原委員了承

2. 報告

- (1) 地域密着型サービス事業所の廃止について
- (2) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)及び認知症対応型共同生活介護の事前協議事業者選定結果について
- (4) 地域密着型サービス事前協議事業者の決定の辞退について

(5) 施設の整備状況について

・伊藤高齢企画課施設係長より説明（資料1～5）

委員長： 事務局からの報告事項5件について、質問、意見等ありますか。

委員： 事業廃止の報告で、認知デイ「ことのは」が一般デイへ事業変更とのことである。利用者は認知症のある方だと思うがその対応はどうなるのか。また、介護報酬は変わるのか。

事務局： 一般デイへの変更でカリキュラムは変わることになるが、4名の利用者からは、変更となっても継続利用したいとの同意書が出ている。介護報酬も変わることになる。

委員： 施設整備状況一覧表の青葉区の吉成中学校区がすべて空白となっている。以前、中山吉成に通所介護事業の事前協議者が選定されていたように記憶しているがいかがか。

事務局： 小規模多機能型居宅介護事業の「株式会社ウエル」のことと思われる。事業実施困難のため辞退届の提出があり、昨年12月の運営委員会で報告している。

委員長： 他になければ報告事項については終了とします。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

・浅野高齢企画課長より説明（資料6、参考資料6）

委員長： 事務局からの説明について、意見、質問等ありますか。

委員： 施設の場所はどの辺になるのか。商店等の周囲の環境はどうか。資料の地図では解りづらい。

事務局： JR陸前落合駅から愛子バイパスへ向かう比較的交通量のある広い通りの右手中間ほどにあるラーメン店の裏側に位置する。通りからは一本外れる。

委員： 居室面積基準が7.43㎡以上から考えると、居住費の設定が高いと感じる。

事務局： 今回の施設は居室面積9.3㎡となっている。

委員： 建設、運営、維持に費用がかかる。アパートの感覚とは違うところがある。

委員： 介護を受けながらの生活ということもある。

委員： 協力医療機関が太白区にある病院となっている。緊急時を考慮し、もう少し施設に近い病院と連携できなかったか。

事務局： 施設に近いところが望ましいとはしているが、法人の関連ある病院が協力医療機関となっている。

委員： 関連あるもの同士での連携は囲い込みに繋がることもあり、好ましいことではないと考える。

委員長： 利用者の立場からすれば、近いほうが安心ということもある。近隣病院とも連携していくよう働きかけをお願いします。

他に質問がなければ、指定について、承認としてよろしいですか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

・浅野高齢企画課長より説明(資料7, 参考資料7)

委員長： 6件の指定更新についての提案であります, 施設の更新に問題になるようなことはないとのことであります, いかがでしょうか。

委員： (運営法人の事業所所在地の確認)

事務局： (事務局回答)

委員長： 実地指導には複数人であたるということですか。ポイントはありますか。

事務局： 2人1組が基本で行なっている。人員配置、設備等、ひととおり基準と照らし合わせている。

認知デイは1昨年まで、グループホームは昨年まで、毎年実地指導を行っていたが、施設数が増えたこともあり、現在は2年ごとを基本に行なうこととしている。

委員長： 他に質問がなければ、指定更新について、承認としてよろしいですか。

(異議等なし)

4. その他

委員： 小規模多機能型居宅介護事業において、障害者との共生型はあるのか。

事務局： 法改正により障害者受入は可能となっているが、市内12施設の現況は調査しておらず不明である。

委員： 食材費の食費の使い分けは

委員： 自家調理となるものが食材費となる。特養は食費と表示する。

委員： 小規模多機能型居宅介護は他の施設との併用ができないということによいか。

事務局： その通りである。

委員： ショートステイの代わりに宿泊だけを利用できるなど、利用者側からの快適さ柔軟さがあってもよいと思うがどうか。

委員： お年寄りには、なじみの関係から複数施設を利用したがないのも事実であり、スタッフも状況把握がしやすい等のメリットがある。在宅介護を支える制度としては一番よいと考える。

委員： 制度の市民への周知がまだ不足しているということか。

委員長：最後に事務局から何かありますか。

次回開催について、事務局より説明

日程は委員長と相談の上、後日文書で連絡します。

以上、議事録の記載内容につきまして、すべて相違ありません。

平成 年 月 日

議事録署名者

(委員長) _____ 印

(委員) _____ 印